

## 資料 2

### 御嶽山火山防災協議会 活動方針（案）

御嶽山火山防災協議会は、関係機関が連携して継続的な活動を行い、また、必要に応じて隨時、協議会を開催することで、火山活動に関する情報の共有を図るとともに、必要な防災体制の構築を行う。

具体的には次のとおり活動を実施する。

#### 1. 登山客・観光客等の安全確保対策の検討

- ・冬山におけるスキー客の安全確保対策について検討を行い、協議会の場で報告を行う。
- ・また、登山道については現在、長野県側・岐阜県側ともに入山が規制されているが、将来、規制エリアが縮小され、入山が可能となった場合における登山客等の安全確保対策及び入山者の把握方法等について、春山対策と夏山対策に分けて検討を行い、同様に報告を行う。

【目標時期】冬山対策：設立総会で報告　　春山対策：26年度内　　夏山対策：27年度夏前

#### 2. 防災計画、避難計画等の策定

- ・関係機関の噴火警戒レベルに応じた防災対応について整理した「防災計画」並びに、地域住民及び登山客等の避難ルートや輸送手段等について細かく規定した具体的な「避難計画」を策定する。
- ・また、その際、噴火想定（シナリオ）や、ハザードマップについても内容を再検討し、必要に応じ見直しを行う。

【目標時期】27年度夏前

#### 3. 火山防災マップの作成

- ・ハザードマップに、防災上必要な情報（避難対象地域、避難先、避難経路、避難手段等に関する情報、噴火警戒レベルの解説等）を付加した火山防災マップを作成する。

【目標時期】27年度内

#### 4. 火山防災訓練の実施

- ・噴火発生時に協議会構成機関が連携して的確な防災対応を取れるよう、両県合同による防災訓練を実施する。訓練の実施方法等については、今後幹事会の場で検討を行う。

（例）協議会構成機関による情報伝達訓練 等

【目標時期】27年度内

#### 5. 継続的な現状把握及び情報の共有

- ・御嶽山の現状を継続して把握するとともに、必要に応じて随时、協議会や幹事会を開催し、平常時から情報の共有を図る。また、異常が観測された場合には、協議会構成機関への迅速な情報提供を行う。

時期	活動内容	
	協議会	その他
[26年度]		
12月24日	<p>協議会(設立総会)</p> <p>①規約・役員の承認 ②協議会の活動方針の承認 ③冬山におけるスキーパーク等の安全確保対策の報告</p>	
2月～3月	<p>協議会(第2回)</p> <p>①春山における観光客等の安全確保対策の報告 ②27年度の事業計画の承認</p>	
[27年度]		火山活動の把握及び共有(随時)
5月～7月	<p>協議会(第3回)</p> <p>①26年度の事業報告 ②夏山における観光客等の安全確保対策の報告 ③防災計画の承認 ④具体的な避難計画の承認</p>	
11月～2月	<p>協議会(第4回)</p> <p>①火山防災マップの作成 ②28年度の事業計画の承認</p>	御嶽山 火山防災訓練